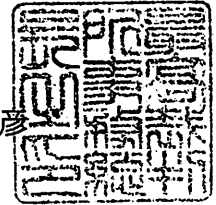


平成30年10月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

10月29日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所事務総長が判事を以て充てられていることの法的根拠が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、9月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

判事であった者を最高裁判所事務総長に任命する場合でも、判事の官職を保有させたままにはしていない。よって、最高裁判所事務総長が判事をもって充

てられているわけではない。

したがって、申出に係る文書を作成又は取得しておらず、原判断は相当である。